

農業者の皆さん「労災保険」の特別加入制度をご存知ですか？

労災保険は、本来、労働者の負傷、疾病、障害、死亡などに対して保険給付を行う制度ですが、加入義務のない農業者の方も、一定の要件のもとに特別加入という形で任意加入できます。

下記に該当する方が特別加入制度の対象になります。

(1) 特定農作業従事者

年間農業生産物総販売額 300 万円以上または、経営耕地面積 2 畝以上の規模の方で、次に示す農作業に従事している方。

- ①トラクター等の動力により駆動する機械を使用する作業 ②2 畝以上の高所での作業。
③サイロ、むろ等の酸欠危険場所での作業 ④農業散布作業 ⑤牛、馬、豚に接触し、または接触する恐れのある作業



一定の経営規模以上の方が加入できます！

(2) 指定農業機械作業従事者

自営農業者（兼業農家を含む）の方で、次に指定された機械を使用し農作業を行う方。

- ①動力耕うん機その他の農業用トラクター ②動力溝堀機 ③自走式田植機 ④自走式防除用機械 ⑤自走式動力刈取機、自走式収穫用機械 ⑥トラック、自走式運搬用機械 ⑦動力脱穀機や動力草刈機などの定置式または携帯式機械 ⑧無人ヘリコプター（農業用途）

経営規模にかかわらず加入できます！

※（1）、（2）は重複して加入することはできません。

上記のほかに「中小事業主等」と労働者「一般加入」があります。

給付種類の一例です。

療養補償給付（ケガの治療）、休業補償給付のほか障害給付や遺族給付、葬祭給付などがあります。

※給付については、**加入範囲内で労災認定される必要**があります。農作業を行う全ての行為が対象となるわけではありません。（労災認定は、一関労働基準監督署が行います）

年間保険料は下記の金額です。（令和4年1月現在、給付基礎日額 5,000 円の例） ※事務手数料別途

特定農作業 16,425円

指定農業機械 5,475円

中小事業主 23,725円

営農情報

営農経済センター・各経済店舗の 春期営業時間のお知らせ

3月1日(火)から5月31日(火)までの営業時間は、
下記の通りです。確認の上、ご利用ください。

事業所	電話	平日営業時間	休日営業時間 (土日・祝日)
一関地域 資材センター	23-2266	午前8時30分〜午後5時	午前8時30分〜 午後4時30分
花泉営農 経済センター	82-3939		
千厩営農 経済センター	52-5082		
大東営農 経済センター	75-3310		営業なし
平泉営農 経済センター	46-2314		
藤沢営農 経済センター	63-2331		
東山営農 経済センター	47-2327		
室根営農 経済センター	64-2221		
川崎営農 経済センター	43-3143		
厳美出張所	29-2981	午前8時30分〜 午後4時30分	
永井出張所	84-2224		